

## 仕様書

### 1. 件名

「シュレッダー3台の購入」

### 2. 調達品

仕様内訳書のとおり

### 3. 納品場所

仕様内訳書、納品先一覧のとおり

### 4. 納品期限

**令和7年3月24日（月）**

※上記期限を厳守のこと。なお、あくまでも最終期限であるため、可能な限り早急に納品を行うこと。

### 5. 調達品について

- ・調達する物品は新品であり、グリーン購入法適合品もしくは環境に配慮された製品であること。
- ・納入するシュレッダーは、参考商品と同等の仕様を有する場合に限り、参考商品以外での納品を可とする。ただし、入札説明書4（4）に従い、事前に「同等品承認申請書（様式8）」を提出し、承認を得ること。なお、参考商品がグリーン購入法適合品の場合、同等品もグリーン購入法適合品であることを要する。
- ・参考商品以外で応札する場合、品目種類ごとのメーカー・規格を統一すること。
- ・参考商品以外で納品した場合で、寸法や材質等規格相違により使用に耐えないことが明らかとなった場合、直ちに受注者の責において交換等の措置を講じること。
- ・仕様内訳書に色の記載があるものについては、同系色とすること。なお、色指定のないものについては、契約後の打合せにより、標準色の中から各担当が指定する。

### 6. 納品にかかる留意事項について

- ・受注者は、作業責任者を定め、作業員に対する監督・指示を行い、契約書、仕様書、諸法令、条件、規則、関係通知などを遵守し、常に安全な作業の実施を図ること。
- ・搬入等の作業に際しては必要な養生を行い、他の備品や建屋等に損傷を与えることの無いよう十分注意すること。また、清掃及び廃材等の後始末を確実に行うこと。
- ・受注者の過失により備品や建屋等に損傷、故障その他の損害を与えた場合は、受注者の責任において対処し、その損害を賠償すること。
- ・設置場所の詳細については、納品先担当者の指示に従うこと。
- ・**民間ビル入居施設、または市区町村の施設への搬入の際は各施設の管理規定に従うこと。事前に届出等が必要な場合は、受注者においてこれを行うこと。**
- ・上記を含め、設置等の作業を伴う物品については、事前に納品先担当者で打合せを行ったうえで納品すること。なお、組立や設置等を伴うものについては、作業時間が業務時間外もしくは閉庁日となる可能性があることに留意すること。
- ・既存備品の引取の際は、別紙「引取書」に必要事項を記入の上、引取先担当者へ提出すること。

・納品・引取日時については、別紙「納品通知書」により各納品先庶務担当へ事前に連絡を行うこと。なお、組立設置等作業が伴うものについては、事前に確認を行うこと。納品日時については業務を勘案の上、各納品先担当が指定するのでこれに従うこと。

・納品期限内に物品等を納入し難い場合には、その事由を記して期限内に契約担当官あて納入延期申出をすることができる。契約担当官等は、その事由を正当と認めるときは納入延期を許可するが、契約金額から遅滞料を差し引くこととする。

ただし、契約担当官等が納入遅滞事由につき落札業者の責に帰し難いものと認めるときは、遅滞料を免除することができる。

遅滞料は、その期限の翌日より起算し未納入分の年3%の割合で計算した金額とする。

・履行期限の延期を許可した場合でも、年度をまたいでの作業は認められない。

万が一契約期間内（契約期間延期を許可した場合は延期した期間まで）に作業完了が見込めないときは契約を解除し、契約金額の100分の10に相当する金額の違約金を徴することに十分留意すること。

## 7. 再委託

・委託内容を再委託する場合、次の取り扱いとする。

○業務にあたり、作業の全部を一括して第三者（契約業者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。

○業務の一部について再委託する場合には、受託者はあらかじめ再委託先の相手方の名称及び所在地、再委託する業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について、別紙「再委託承認申請書」を作成し、承認を得ること。

○再委託先からさらに第三者に委託が行われる場合は、履行体制を把握するために、当該第三者の名称及び所在地、委託をする業務の範囲等を記載した別紙「履行体制図」を提出すること。

○再委託又は履行体制について変更するときは、あらかじめ別紙「再委託に係る変更承認申請書」または別紙「履行体制図変更届出書」を提出し、承認を得ること。

○再委託を行う場合は、その最終的な責任は契約業者が負うこと。

## 8. その他留意事項

**・入札書提出にあたって事前に現地確認が必要な場合は、納品先担当者に申し出承認を得た上で行うこと。なお現地確認にあたっては、施設利用者の妨げになることのないよう、細心の注意を払うこと。契約後、仕様等の不明を理由に異議申し立ては認めない。仕様等に疑義が生じる場合は必ず事前に契約担当者へ確認を取ること。**

・入札価格には、物品本体価格の他、搬入費、組立費、引取処分費、養生費等の諸経費を含めた額を計上すること。

・保証書が付属される場合は、必ず当該保証書に必要事項を記載のうえ納品すること。

・納品後1年以内に発生した瑕疵・故障については、当方の重大な過失でない限り、無償により速やかに修理対応すること。

・支払いは、納品設置にかかる関係書類提出に基づく検査合格後、適正な請求書を受理した翌日から30日以内に、請負業者指定の銀行口座に振り込み払いすることとする。なお請求書の宛名は「官署支出官 千葉労働局長」とすること。

9. 契約担当者

千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎2階

千葉労働局総務部総務課会計第2係 神田

TEL：043-221-4311

MAIL：kanda-tokiwa.0o4@mhlw.go.jp

| No. | 品名     | 仕 様   | 参考商品  | 数 量 | 納品場所      |
|-----|--------|---|---|-----|-----------|
| 1   | シュレッダー | <p>外寸: W500×D500×H850mm程度<br/> 細断形状: フンカットクロス<br/> 細断寸法: 4×22mm程度<br/> 最大細断枚数: 上質紙25枚程度<br/> 定格細断枚数: 上質紙15枚程度<br/> 定格消費電力: 460W程度<br/> 投入幅: 310mm程度(A3規格)<br/> くず箱容量: 80ℓ程度<br/> 定格時間: 連続<br/> その他機能:<br/> ・くず箱独立型<br/> ・とびら開閉時に自動停止<br/> 色: 白系<br/> ※グリーン購入法適合品</p>                            | 明光商会 UA-F25C  | 1 台 | 千葉労働局 賃金室 |
| 2   | 搬入設置   | <p>上記No.1のシュレッダーの搬入設置をすること。<br/> ・日時、設置等の詳細については下記担当者で打合せの上決定すること。<br/> 搬入場所については納品時に立会者が案内。<br/> ※原則、平日9:00～17:00の間。<br/> ・エレベーターあり<br/> ・駐車場あり<br/> (担当者)<br/> 千葉労働局賃金室 坂元(さかもと)<br/> TEL: 043-221-2328</p>   |   | 1 式 | 千葉労働局 賃金室 |
| 3   | 引取廃棄   | <p>上記No.1納品時、既存シュレッダー1台を引取。<br/> 引取物品: シュレッダー (明光商会MS V431)<br/> 寸法: W500×D500×H850mm程度<br/> ※引取の際は別紙「引取書」に必要事項を記入のうえ、担当職員へ提出すること。<br/> ・作業日時、引取等の詳細については下記担当者で打合せの上決定すること。<br/> ※原則、平日の9:00～17:00の間。<br/> ・エレベーターあり<br/> ・駐車場あり<br/> (担当者)<br/> 上記No. 2と同一。</p>                                |   | 1 式 | 千葉労働局 賃金室 |
| 4   | シュレッダー | <p>外寸: W500×D500×H850mm程度<br/> 細断形状: フンカットクロス<br/> 細断寸法: 2.5～4×22～30mm程度<br/> 最大細断枚数: 上質紙25枚程度<br/> 定格細断枚数: 上質紙15枚程度<br/> 定格消費電力: 440～570W程度<br/> 投入幅: 310mm程度(A3規格)<br/> くず箱容量: 80ℓ程度<br/> その他機能:<br/> ・くず箱独立型<br/> ・とびら開閉時に自動停止<br/> ・くずならし機能<br/> 色: 白系<br/> ※グリーン購入法適合品</p>                 | <p>・明光商会 UA-F25C-L<br/> ・明光商会 F25C-LK<br/> ・Nakabayashi SXI-406CR</p> | 1 台 | 船橋労働基準監督署 |
| 5   | 搬入設置   | <p>上記No.4のシュレッダーの搬入設置をすること。<br/> ・日時、設置等の詳細については下記担当者で打合せの上決定すること。<br/> 搬入場所の詳細については別紙①を参照。<br/> ※原則、平日8:30～17:15の間。<br/> ・エレベーターなし<br/> ・駐車場あり(1台分)<br/> (担当者)<br/> 船橋労働基準監督署 豊田(とよだ)<br/> TEL: 047-431-0181</p>   |   | 1 式 | 船橋労働基準監督署 |
| 6   | 引取廃棄   | <p>上記No.4納品時、既存シュレッダー1台を引取。<br/> 引取物品: シュレッダー (明光商会MS V431FP)<br/> 寸法: W500×D500×H850mm程度<br/> ※引取の際は別紙「引取書」に必要事項を記入のうえ、担当職員へ提出すること。<br/> ・作業日時、引取等の詳細については下記担当者で打合せの上決定すること。<br/> ※原則、平日の8:30～17:15の間。<br/> ・エレベーターなし<br/> ・駐車場あり(1台分)<br/> (担当者)<br/> 上記No. 5と同一。</p>                         |   | 1 式 | 船橋労働基準監督署 |
| 7   | シュレッダー | <p>外寸: W500×D500×H850mm程度<br/> 細断形状: スパイラルカット<br/> 細断寸法: 6×14mm程度<br/> 最大細断枚数: 上質紙55枚程度<br/> 定格細断枚数: 上質紙30枚程度<br/> 定格消費電力: 650W程度<br/> 投入幅: 310mm程度(A3規格)<br/> くず箱容量: 80ℓ程度<br/> 定格時間: 連続<br/> その他機能:<br/> ・くず箱独立型<br/> ・とびら開閉時に自動停止<br/> ・くずならし機能<br/> ・スリープ機能<br/> 色: 白系<br/> ※グリーン購入法適合品</p> | 明光商会 UD-F55S-L  | 1 台 | 松戸公共職業安定所 |

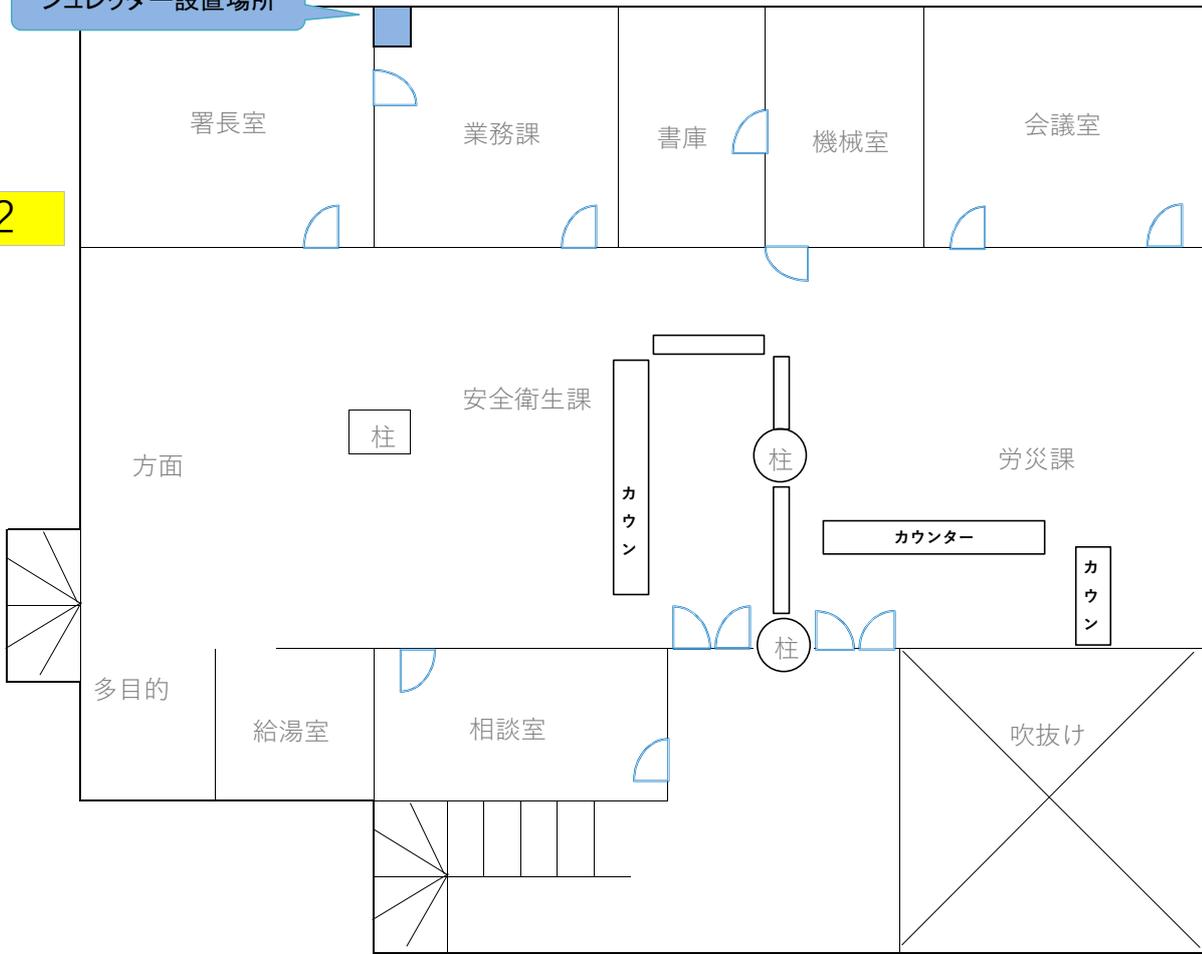
仕 様 内 訳 書

| No. | 品名   | 仕 様  | 参考商品 | 数 量 | 納品場所      |
|-----|------|--|------|-----|-----------|
| 8   | 搬入設置 | <p>上記No.7のシュレッダーの搬入設置をすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日時、設置等の詳細については下記担当者と打合せの上決定すること。</li> <li>・搬入場所の詳細については別紙②を参照。</li> </ul> <p>※原則、平日9:00～17:00の間。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベーターあり</li> <li>・駐車場なし<br/>(担当者)</li> </ul> <p>松戸公共職業安定所 山口(やまぐち)<br/>TEL:047-367-8609</p>  |      | 1 式 | 松戸公共職業安定所 |
| 9   | 引取廃棄 | <p>上記No.7納品時、既存シュレッダー1台を引取。</p> <p>引取物品:シュレッダー (明光商会MSD-F31SF)<br/>寸法:W500×D500×H850mm程度</p> <p>※引取の際は別紙「引取書」に必要事項を記入のうえ、担当職員へ提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業日時、引取等の詳細については下記担当者と打合せの上決定すること。</li> </ul> <p>※原則、平日の9:00～17:00の間。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベーターあり</li> <li>・駐車場なし<br/>(担当者)</li> </ul> <p>上記No. 8と同一。</p> |      | 1 式 | 松戸公共職業安定所 |

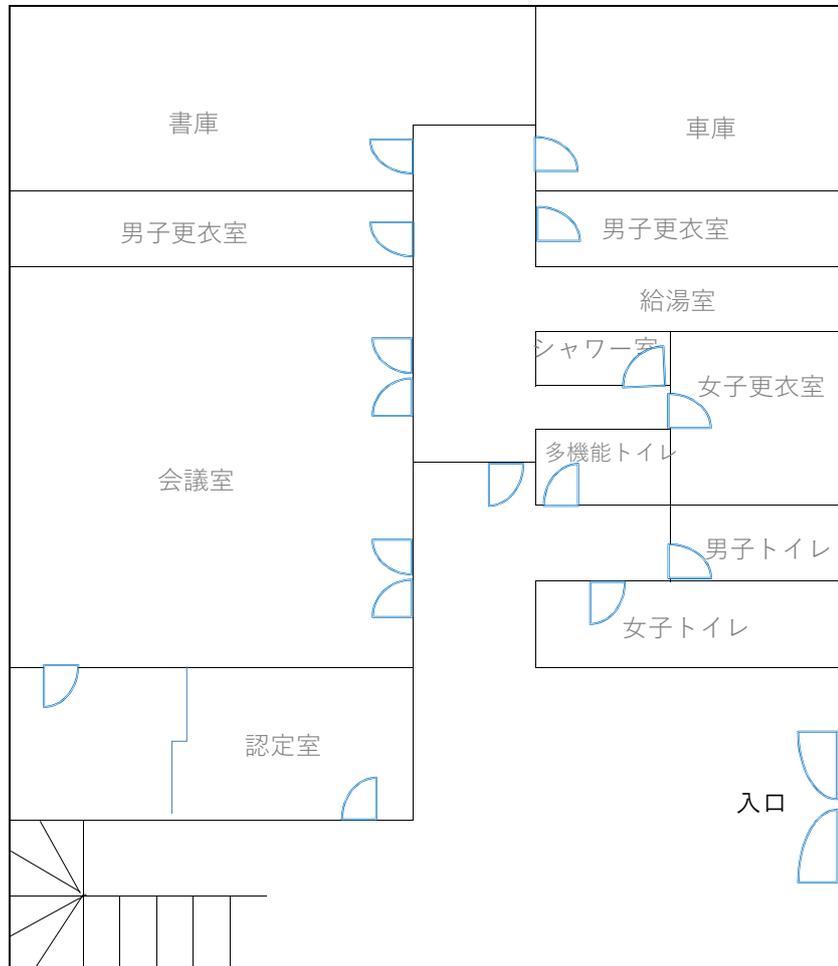
船橋署

シュレッダー設置場所

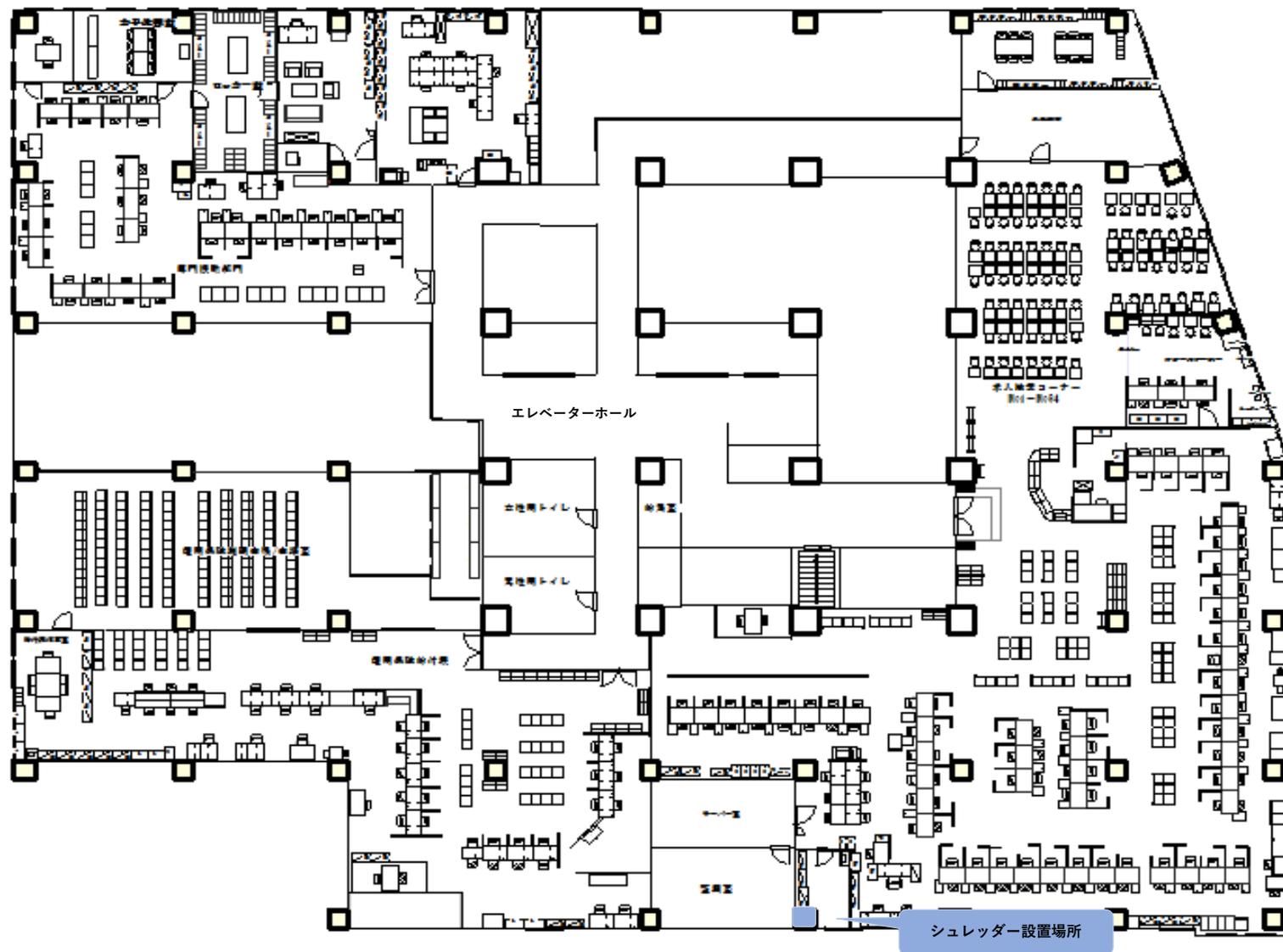
2



1 階



松戸所 (3階)



**「シュレッダー3台の購入」納品先一覧**

| 名称        | 住所   | 連絡先                                       | 備考      |
|-----------|--|---|---------|
| 千葉労働局 賃金室 | 〒260-8612<br>千葉市中央区中央4-11-1<br>千葉第二地方合同庁舎 3階 | TEL:043-221-2328<br>FAX:043-221-2305(総務課) | エレベーター有 |
| 船橋労働基準監督署 | 〒273-0022<br>船橋市海神町2-3-13 2階                 | TEL:047-431-0181<br>FAX:047-433-7702      | —       |
| 松戸公共職業安定所 | 〒271-0092<br>松戸市松戸1307-1<br>松戸ビル 3階          | TEL:047-367-8609<br>FAX:047-703-1770      | エレベーター有 |

※安定所において音声案内が流れた場合は「51#」を押すこと

## 引取書

1 件 名 シュレッダー3台の調達

2 引取物品 シュレッダー1台

3 引取年月日 令和 年 月 日

上記について、引取りを完了しました。

令和 年 月 日

契約業者

住所

名称

電話

引取確認日

令和 年 月 日

千葉労働局 賃金室

※ 契約業者は引取の際に必要な事項を記入の上、引取先の担当者へ提出すること。  
受け取った担当者は記名の上、千葉労働局総務課会計第2係神田へ送付すること。

## 引取書

1 件 名 シュレッダー3台の調達

2 引取物品 シュレッダー1台

3 引取年月日 令和 年 月 日

上記について、引取りを完了しました。

令和 年 月 日

契約業者

住所

名称

電話

引取確認日

令和 年 月 日

船橋労働基準監督署

※ 契約業者は引取の際に必要な事項を記入の上、引取先の担当者へ提出すること。  
受け取った担当者は記名の上、千葉労働局総務課会計第2係神田へ送付すること。

## 引取書

1 件 名 シュレッダー3台の調達

2 引取物品 シュレッダー1台

3 引取年月日 令和 年 月 日

上記について、引取りを完了しました。

令和 年 月 日

契約業者

住所

名称

電話

引取確認日

令和 年 月 日

松戸公共職業安定所

※ 契約業者は引取の際に必要な事項を記入の上、引取先の担当者へ提出すること。  
受け取った担当者は記名の上、千葉労働局総務課 会計第2係神田へ送付すること。

# 送付票

## シュレッダー3台の購入 納品通知書

千葉 労働局 賃金室  
船橋 労働基準監督署  
松戸 公共職業安定所  
庶務担当者 殿

※  
【送信者】  
住所  
名称  
電話  
FAX

下記のとおり納品いたしますので、納品時確認願います。

### 記

※

| 納品場所 | 納品部数 | 納品予定日 |
|------|------|-------|
|      |      |       |

※は、落札業者が記載すること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
千葉労働局総務部長 殿

所在地：  
名 称：  
代表者氏名：

## 再委託承認申請書

標記について、下記のとおり申請いたします。

記

件名

- 1 再委託業者名称 :
- 2 再委託業者所在地 :
- 3 再委託の業務範囲 :
- 4 再委託金額 :
- 5 再委託を行う合理的理由:
- 6 その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
千葉労働局総務部長 殿

所在地：  
名 称：  
代表者氏名：

## 再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

### 記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
千葉労働局総務部長 殿

所在地：  
名 称：  
代表者氏名：

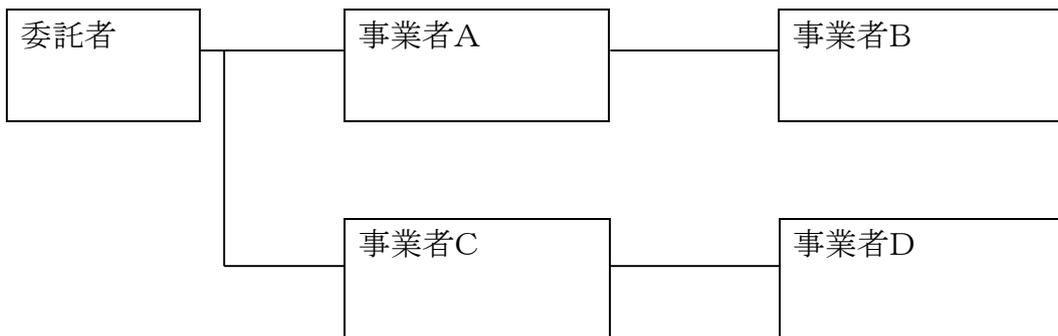
### 履行体制図

標記について、履行体制について下記のとおり提出いたします。

記

件 名 \_\_\_\_\_

|   | 事業者名称 | 所在地 | 契約金額 | 業務の範囲 |
|---|-------|-----|------|-------|
| A |       |     |      |       |
| B |       |     |      |       |
| C |       |     |      |       |
| D |       |     |      |       |



令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
千葉労働局総務部長 殿

所在地：  
名 称：  
代表者氏名：

## 履行体制図変更届出書

標記について、履行体制の変更について下記のとおり届け出します。

### 記

1. 契約件名
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

